

日田市まちづくり活動推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市と市民との協働のまちづくりを推進するため、まちづくり等にかかわる市民活動団体等が自主的かつ自発的に行う公益的な活動に対して交付する補助金に関し、日田市補助金等交付規則（平成9年規則第36号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 補助の対象となる団体（以下「補助対象団体」という）は、市内に活動拠点を持つ3人以上で構成される公益的な活動やまちづくり等にかかわる団体とする。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業は、地域課題の解決につながる公益的な事業とし、かつ、新規事業とする。なお、既存の事業において、内容の充実を図り、更に事業を発展させていくものについては対象とするものとする。ただし、次に該当する事業は除く。

- (1) 本市の他の補助金の対象となる事業
- (2) 経常的な事業又は営利活動、政治活動及び宗教活動を目的とする事業

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、別表1のとおりとする。

(補助率等)

第5条 補助率及び補助要件等は、別表2のとおりとし、予算の範囲内とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、日田市補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) 団体活動調査票（第4号様式）
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の内容等を審査

し、補助金等を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金等の交付の決定をするものとする。

（交付決定の通知）

第8条 交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容を補助金等の交付を申請した者に通知（第5号様式）するものとする。

（変更等の承認申請）

第9条 日田市補助金等交付規則第11条のただし書きによる補助事業等の内容、補助対象経費その他申請に係る事項の軽微な変更の範囲は、次にあげるとおりとする。

- （1） 補助金の交付目的に反しない事業内容の変更
- （2） 補助金額の1割以内の減額変更

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）が完了したときは、補助事業等実績報告書（第6号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1） 事業成果書（第7号様式）
- （2） 収支決算書（第8号様式）
- （3） 請求書又は領収書の写しを添付
- （4） 実施事業の写真
- （5） その他市長が必要と認める書類

（額の確定）

第11条 前条の規定による報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知（第9号様式）するものとする。

（補助金等の交付）

第12条 第11条の規定により通知を受けた補助事業者等は、補助金等の交付を受けようとするときは、補助金等交付請求書（第10号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、補助金等の交付の目的を達成するため、補助事業等の完了前に交付することが適切であると認めるときは、第7条の規定による補助金等の交付の決定後、補助金等を概算払又は前金払により交付することができる。

- 3 補助事業者は、前項の請求をしようとする場合には、補助金等前金払交付請求書（第 1 1 号様式）に、補助金前金払請求明細書その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。この場合において、市長は、補助金前金払交付決定通知書（第 1 2 号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第 1 4 条 次の場合は、補助金の全額又は一部を返還しなければならない。

- （1）偽りその他不正な手段により補助金の受給を受けたことが判明したとき
- （2）補助金をその目的以外のために使用したとき
- （3）交付決定を受けた活動を中止又は実行できなかったとき

（その他）

第 1 5 条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は市長が別に定める。

附則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

附則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1（第 4 条関係）

項目	経費の内容
謝礼	講師やイベント出演者などに対する謝礼
旅費	講師の交通費、宿泊費など
消耗品費	活動資材、文具など
印刷製本費	パンフレットやチラシ等の印刷代など
使用料	会場使用料、会場備品使用料など
借上料・設営費	機器物品の借り上げ料、音響設備の設営費など
手数料	振込手数料、クリーニング手数料など
委託料	イベント時における会場の警備委託料など
保険料	ボランティア保険料など
その他事業に要する直接経費	

別表 2（第 5 条関係）

区分	補助対象団体	補助率	補助要件	対象地域
一般枠	市内に活動拠点を 持つ 3 人以上で構成 される公益的な活動 やまちづくり等にか かわる団体	4/5 以内 上限 50 万円	協働担当課 とともに取り組む 事業	市内において次に掲 げる以外の地域 ① 各 振 興 局管内 ② 各 振 興 セ ン タ ー管内
若者チャ レンジ枠	市内に在住又は通 勤通学する 16 歳か ら 39 歳までの若者 が主体的に活動す る 3 人以上で構成 され、かつ、その構 成員に 20 歳以上の 者が 1 名以上含ま れている団体	10/10 以内 上限 25 万円	若者の柔軟 な発想によ る、まちの活 性化や人材 育成につな がる事業	市内全域